

提出書類記入上の注意

1 共通事項

(1) 提出書類記入上の注意事項

① 委任状（様式1）

- 競技種別ごとに監督・選手の氏名を記入、押印してください。
- 委任を受ける者は、登録口座（受取人）の名義人としてください。
- 氏名欄の印は鮮明に押印するよう御指導ください。サインや押印、電子印鑑は不可とします。

② 請求書（様式2）

- 請求者の住所・競技団体名・氏名欄は①の委任状により派遣費の受領を受任した方の住所（所属）及び氏名を記入してください。請求書への押印は不要です。
- 県から派遣費の額の確定について連絡しますので、その金額を記載の上提出してください。

③ 愛知県受取人届出書（様式3）

- 前回の提出時から登録内容に変更がない場合も提出してください。振込み不能を防ぐため、通帳コピー添付台紙に、金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（通帳表紙の裏面等）を添付してください。
- 委任を受けた代表者（=派遣費の受領を受任した方）の名義の金融機関口座としてください。

④ 概算払申出書（様式4）（概算払を希望する団体のみ）

- 国民スポーツ大会に参加するための旅費が概算払されない場合、選手団派遣に支障が出ることが説明できる資料（予算書）等を添付してください。
- 競技種別と人数、競技会場、宿泊期間と合計宿泊数をそれぞれ記入してください。
- 公式練習がある場合は必ずスケジュールを提出してください。
- 記載内容を基に県の旅費規程に基づき積算を行い、概算払で支給します。

⑤ 宿泊状況確認書（様式5）

- 実際の宿泊状況を記入してください。なお、競技結果等によっては、記載された宿泊を全て認めるものではないことを、御了承ください。
- 競技への参加状況等を確認するため、競技結果を提出してください。
- キャンセル料金等を確認するため、精算金額の内訳がわかる資料を提出してください。
- 確認者は、内容に関する問合せに対応できる監督等、現地で宿泊状況を確認した方としてください。

⑥ 宿泊理由書（様式6）

- 公式練習や監督会議等により、競技開始日の前日から競技終了日（負けた日）の前日までの日以外に宿泊した場合、理由を詳細に記入してください。
- 公式練習がある場合は必ずスケジュールを提出してください。
- キャンセル料が発生した場合は、その理由を詳細に記入してください。

2 精算払団体の場合

(1) 支給額について

① 交通費

原則として、(競技開始日の前日から競技終了日までの日で) 名古屋駅から各競技指定宿泊場所の最寄駅までの往復の鉄道賃を支給します。

ア 監督・成年選手

JRの乗車券は、原則、国スポ割引※1（2割引）による額及び特別急行料金（以下、「特急料金」という。）は座席指定料金を含む額とします。

イ 少年選手

JRの乗車券は、往復割引※2（1割引）と学生割引※1（往復割引適用後の運賃からさらに2割引）による額及び特急料金（座席指定料金を含む額）とします。

※1 片道100km未満の場合は、国スポ割引や学生割引の対象外となります。

※2 片道601km未満の場合は、往復割引の対象外となります。

② 宿泊費

宿泊要項に定められた各宿舎の宿泊料金に、実施要項に沿ってエントリーした人数を乗じた額を支給しますが、原則として各競技開始日の前日から競技終了日の前日までの実宿泊分を支給します。ただし、競技開始日については、名古屋駅を午前7時に出発し、競技開始1時間前に会場に到着することができる場合は、前泊分の宿泊費は支給しません。また、競技終了後については、名古屋駅に午後10時までに到着できる場合は競技終了日の宿泊費は支給しません。

なお、計量・道具検査・時間指定による公式練習については、個別に判断することとしますので連絡してください。

少年選手については、監督に同行する日数は支給対象とします。

3 概算払希望申し出団体の場合

(1) 派遣費支給予定日等について

監督・選手の交通費及び宿泊費は、概算により口座へ一括して振り込みます。

支 給 予 定 日	大会開始の約一週間前
支 払 方 法	口 座 振 込

※書類が提出期限に間に合わない場合には、大会終了後の精算払とします。

※振込通知はしませんので、通帳を記帳するなどして確認してください。

(2) 支給額について

県の旅費規程に基づいて積算した金額を予算の範囲内で支給します。

① 交通費

概算払の支給の手続きまでに宿舎が決定しないため、一旦名古屋駅から各競技会場の最寄駅までの往復の鉄道賃を支給します。

ア 監督・成年選手

JRの乗車券は、原則、国スポ割引※1（2割引）による額及び特別急行料金（以下、「特急料金」という。）は座席指定料金を含む額とします。

イ 少年選手

J R の乗車券は、往復割引※₂（1割引）と学生割引※₁（往復割引適用後の運賃からさらに2割引）による額及び特急料金（座席指定料金を含む額）とします。

※1 片道 100km 未満の場合は、国スポ割引や学生割引の対象外となります。

※2 片道 601km 未満の場合は、往復割引の対象外となります。

② 宿泊費

概算支給の手続きまでに宿舎が決定しないため、一旦県条例定額の 11,000 円を支給します。

精算時には、宿泊要項に定められた各宿舎の宿泊料金に、実施要項に沿ってエントリーした人数を乗じた額を支給しますが、原則として各競技開始日の前日から競技日終了日の前日までの実宿泊分を支給します。

競技開始日については、名古屋駅を午前 7 時に出発し、競技開始 1 時間前に会場に到着することができる場合は、前泊分の宿泊費は支給しません。また、競技終了後については、名古屋駅に午後 10 時までに到着できる場合は競技終了日の宿泊費は支給しません。

なお、計量・道具検査・時間指定による公式練習については、個別に判断することとしますので連絡してください。

少年選手については、監督に同行する日数は支給対象とします。

③ 支給額の精算について

① 交通費

概算時は、原則競技開始日の前日に名古屋駅を出発し、競技終了日に現地を出発する前提で算定していますので、実際の日程で算定し直し、差額を精算します。

また、概算時は、名古屋駅から各競技会場までの往復料金を支給しますので、名古屋駅から各指定宿泊場所までの往復で算定し直し、差額を精算します。

② 宿泊費

概算時は、県条例定額の 11,000 円で支給しますので、実際の宿舎の単価との差額を精算します。また、前項(2)②の額により全日程分を概算払として全額支給しますが、最終日程まで勝ち残らなかった場合は、負けた日以降の宿泊費を精算します。

派遣期間終了後の実績報告書（宿泊状況報告書等）の提出は、派遣期間終了日（名古屋に帰った日）の翌日から 5 日以内とします。

また、県への返納がある場合は、額の確定後、15 日以内に返納していただく必要があります。取りまとめ等お手数をおかけしますが、御協力をお願いします。

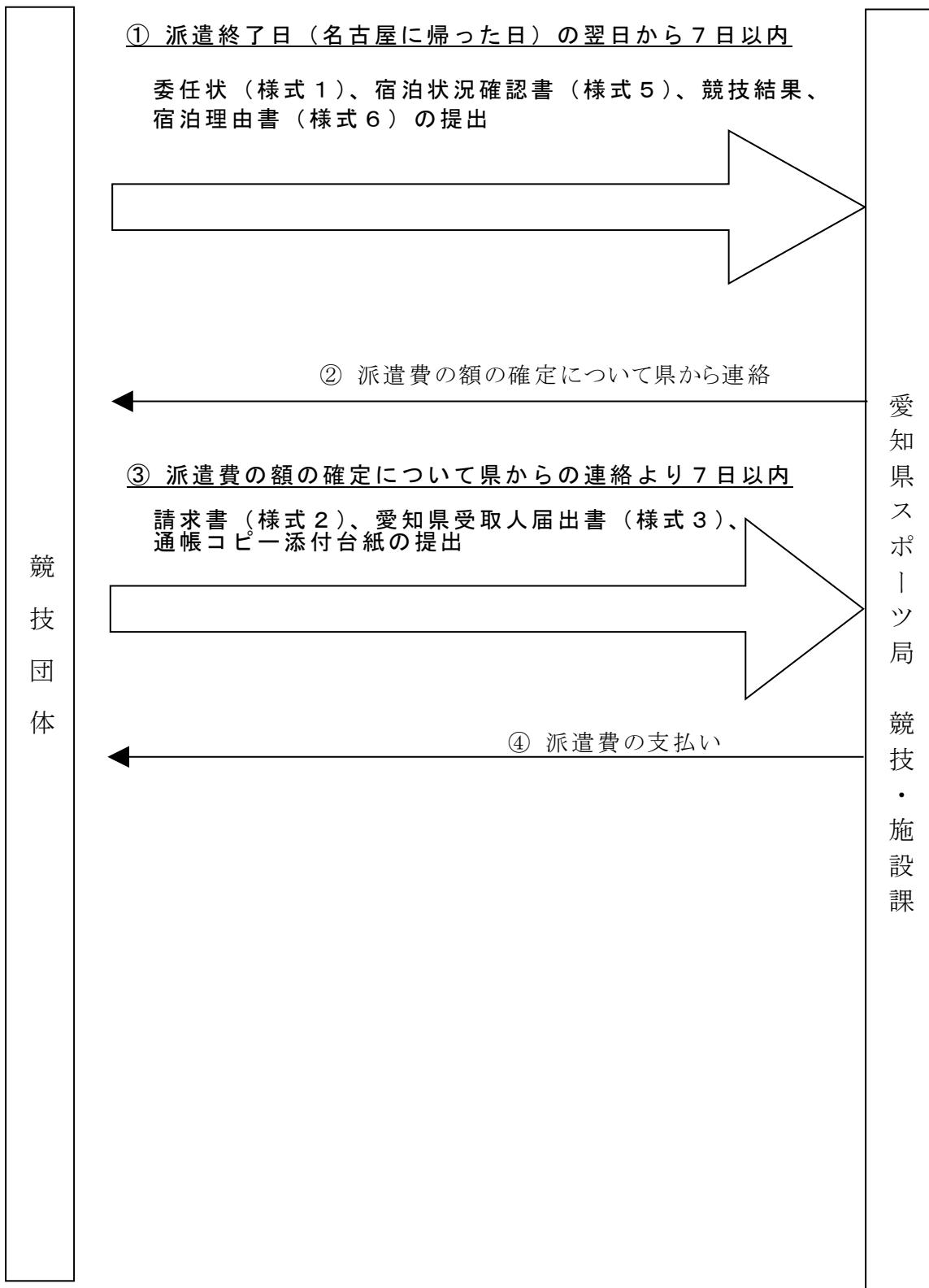
4 その他

(1) 様式は、競技・施設課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyougi-shisetsu/kokuspo-youshiki2025.html>

(2) その他御不明な点は、担当に連絡をお願いします。

派遣費支給事務の流れ



派遣費支給事務の流れ

